商店街を元気にしたい

原油価格・物価高騰対策地域商品券発行支援事業

魅力ある商店街づくりや地域の消費を喚起する取組みなどを積極的に支援します。

対象者

商店街、商工会議所、商工会等

内　容

プレミアム付き地域商品券の発行支援

プレミアムの一部及び商品券の発行に係る事務経費を支援します。

■ **補助対象事業**

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、キャッシュレス商品券発行事業

■ **支援内容**

次の①～③の合計金額を支援します。

①プレミアムの一部助成

商品券販売額の100分の10（ただし、プレミアム率が20％未満の場合、商品券販売額の100分の３）

②発行に係る事務経費

発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10／10）

※共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算

※キャッシュレス商品券発行事業の場合、730万円が上限

③事務経費の特例

・商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・他の模範となるような創意工夫を凝らした集客力の高い取組み（プロモーション事業）を実施する場合で、知事が認めるものについては、50万円を上限に助成（補助率10／10）

■ **補助対象となる発行規模**

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業	販売金額	500万円以上
キャッシュレス商品券発行事業	販売金額	1,000万円以上

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課　地域経済係

TEL：092－643－3420

商店街を元気にしたい

商店街活性化・まちづくり推進事業

魅力ある商店街づくりや地域の消費を喚起する取組みなどを積極的に支援します。

対象者

商店街、商工会議所、商工会等

内　容

商店街等が、来街者の消費動向や需要の変化を踏まえ、需要に応じた最適な供給体制（テナントミックス）の実現を目指す取組を支援するとともに、安全・安心、にぎわいの創出など、商店街の「買い物の場」としての機能を強化する取組みについて支援します。

■ **補助対象事業**

（1）地域商業機能複合化推進事業（国の公募により採択）

①ハード事業　新たな需要を創出する施設の整備
最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費行動等を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組
○補助率　5/8　（国1/2 、県1/8　（市町村補助と同額以内））

②ソフト事業　デジタルツールの活用やチャレンジショップの実施
AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップの実施による消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組
○補助率　9/12（国2/3 、県1/12（市町村補助と同額以内））

（2）「買い物の場」としての商店街の機能強化事業

①ハード事業
・アーケードの改修、街路灯のLED化、防犯カメラの設置　等

②ソフト事業
・空き店舗活用促進事業、賑わい創出事業、地域貢献活動事業、繁盛店創出事業、まちゼミ活性化支援事業、商店街人材育成　等

○補助率等
・補助率：1/3以内（市町村補助と同額以内）
・補助限度額：5,000千円

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課　地域経済係
TEL：092−643−3420

移動スーパーに取り組みたい

移動スーパー参入促進費

移動販売車で買い物が困難な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う、「移動スーパー」に取り組む事業者を支援します。

対象者

中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）

内　容

「移動スーパー」に取り組む事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助します。

■ **補助対象事業**

①直営型

地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。

②連携型

移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。

■ **補助率等**

・補助率　１／３以内

・補助限度額　1,500千円

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。
例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

■ **補助対象経費**

車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費　ほか

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課　地域経済係
TEL：092－643－3420

観光客の受入環境を整備したい

サイクルスタンド等整備事業

本県を訪れたサイクリストが各地域の飲食店や宿泊施設を利用するために必要なサイクルスタンド等の整備を支援します。

対象者

（1）市町村・観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者
（2）宿泊事業者・民泊事業者
（3）市町村・観光協会・観光関連事業者

内　容

（1）サイクルステーション整備事業

観光関連事業者が以下の対象設備を設置するために必要な経費を支援します。

・サイクルスタンド
・フロアポンプ（空気入れ）
・自転車専用工具

（2）サイクリストに優しい宿整備事業

宿泊事業者等が、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所や客室に保管できるようにするための整備等に必要な経費を支援します。

（3）サイクルゲートウェイ整備事業

市町村等が、更衣室等の着替えスペースやコインロッカー等の荷物預かりサービスを提供するための設備を設置するために必要な経費を支援します。

サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するための事業開発支援

サイクルツーリズムの推進による観光消費の促進を図るため、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出に向けた事業開発を行う事業者を支援します。

対象者

県内の市町村、観光協会及び福岡県内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所を置く観光関連事業者

内　容

サイクルツーリズムを通した新たな旅行需要を創出し、観光消費の促進に資すると認められた以下の事業

1　バス、タクシー、鉄道、船舶等の公共交通機関において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする設備又は備品の新規導入及び車両等の改造費
2　レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充
3　ガイドツアーに用いるトランシーバー、インカムの導入
4　その他知事が必要と認めるもの
5　上記１～３の事業を新たに実施するにあたって必要と認められる広告宣伝

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光振興課　観光地域づくり係
TEL：092-643-3446
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokacyclestand-hojyokin05.html
（サイクルスタンド等整備事業）

宿泊施設のコスト削減、売上向上等の経営課題を解決したい

宿泊事業者生産性向上支援事業

個々の経営課題に応じて、福岡県中小企業生産性向上支援センターのアドバイザー等が、宿泊事業者が行う生産性向上の取組を支援します。

対象者

宿泊事業者・民泊事業者

内　容

・ｐ８の「福岡県中小企業生産性向上支援センター」を活用して、経営課題を持つ宿泊事業者に対して、企業診断から業務プロセスの改善や設備導入まで一貫した伴走支援を実施し、宿泊事業者の生産性向上の取組を支援します。
・また、アドバイザーによる支援を受け、生産性向上の取組を行う宿泊事業者向けに、補助金による支援を行います。
※詳細は、県HPでご確認ください。
　トップページ＞組織から探す＞商工部＞観光局観光政策課
※補助金による支援は、政令市内に所在する宿泊施設は対象外となります。

【参考】令和４年度における主な補助金活用事例
＜業務効率化・コスト削減に関わること＞
・宿泊予約システムの導入（電話・Web予約の一元管理）
・インカムの導入（スタッフ間連携の迅速化）
・空調の仕様変更（光熱費削減）
＜売上向上に関わること＞
・客室リノベーション（宿泊単価・稼働率の向上）
・人材育成（接遇マナー、清掃スキル等の向上）

お問い合わせ先

・福岡県中小企業生産性向上支援センター
〒812-0046　福岡市博多区吉塚本町13-50　福岡県吉塚合同庁舎１階
TEL：092-292-8890　FAX：092-292-8688
https://www.f-seisanseikojo.jp/
・福岡県商工部観光局観光政策課　観光産業係
TEL：092-643-3456　FAX：092-643-3431
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/196/

宿泊施設やオフィスビル等に「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい

「福岡の伝統工芸品」を中心としたおもてなし空間創出事業

宿泊施設、オフィスビル、店舗等のエントランス空間等への「福岡の伝統工芸品」の導入や、内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用を支援します。

対象者

県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等施設の施主及び施主の同意を得た設計事業者、施工事業者等

内　容

（1）補助対象項目

①「福岡の伝統工芸品」の購入（伝統工芸品の技術を活用した二次製品含む）、設置等に係る費用

②建物等の内装等に用いる「福岡の伝統工芸品」導入経費（工事請負費含む）

（2）補助率

1／2（消費税抜）

（参考）福岡の伝統工芸品

・経済産業大臣指定伝統的工芸品

博多織、博多人形、久留米絣、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯

・福岡県知事指定特産民工芸品

小倉織、博多曲物、籃胎漆器、八女すだれ、大川組子など

活用方法

・詳細は、県HPでご確認ください。

トップページ＞組織から探す＞商工部＞観光局観光政策課

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課　物産振興係

TEL：092-643-3454

URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/198/